

第 10 回厚別区防犯ネットワーク会議

■日 時 平成28年7月21日（木） 10時00分～11時30分

■場 所 厚別消防署2階 講堂

次第

1 開会

2 代表挨拶

厚別区防犯ネットワーク代表 白川 典洋

3 自己紹介

4 厚別区の犯罪発生状況について

厚別警察署生活安全課生活安全係長 原田 剛

5 報告

(1) 平成28年度厚別区防犯教室の開催結果について

(2) 共栄小での地域安全マップの開催結果について

(3) 札幌市子ども110番の家支援事業について

(4) 土日等の重大事案発生時における「ほくとくん防犯メール」の即日配信について

(5) 各構成団体から

6 議事

(1) 今後の事業計画について

(2) その他

7 閉会

《配布資料》

- ・資料1 平成28年度厚別区防犯ネットワーク構成員等一覧
- ・資料2 平成28年度厚別区防犯教室開催結果
- ・資料3 共栄小での地域安全マップの開催結果
- ・資料4 札幌市子ども110番の家支援事業
- ・資料5 厚別区防犯ネットワーク通信（Vol.4）
- ・資料6 平成28年度事業計画
- ・資料7 厚別区防犯ネットワーク規約

平成28年度 厚別区防犯ネットワーク構成員等一覧

資料1

氏名	所属団体	所属役職	備考
白川 典洋	小学校長会厚別支部	防犯ネットワーク担当	◎当ネットワーク代表、上野幌小学校校長
波多野 達郎	厚別区PTA連合会	副会長	○当ネットワーク副代表、上野幌西小PTA会長
松山 瑞穂	厚別中央地区まちづくり会議	幹事長	厚別中央町内会連合会総務部長
藤島 敬久	厚別南まちづくり会議	防犯・安全対策部会	上野幌中央第六町内会会長
押田 純	厚別西地区まちづくり会議		厚別西地区森林公園町内会防犯・防災部長
東 健二郎	もみじ台まちづくり会議	議長	もみじ台自治連合会会長
安居 法仁	青葉地区まちづくり会議		青葉町自治連合会防犯部長
栗原 佐外夫	厚別東地区まちづくり会議	副会長	厚別東町内会連合会交通安全部長
新谷 拓朗	厚別区民生委員児童委員協議会		厚別東地区民生委員児童委員協議会会長
野川 順子	厚別区青少年育成委員会連絡協議会	副議長	
小池 千秋	厚別区中学校長会	指導部担当	信濃中学校校長
田中 昭夫	公益社団法人札幌市子ども会育成連合会	支部会長	
原田 剛	北海道札幌方面厚別警察署	生活安全課 生活安全係長	
美藤 加代子	札幌市厚別区役所	市民部長	
大川 和則	北海道コカ・コーラボトリング(株)	札幌販売部札幌第二販売課長	※後援・支援団体
竹内 恒之	北海道コカ・コーラボトリング(株)	広報担当課長	※後援・支援団体
神 昭一	厚別警察署少年補導員連絡協議会	会長	※関係者

※アンダーラインが、今年度から追加・変更となった構成員。

【平成 28 年度厚別区防犯教室の開催結果の概要】

1 概要

不審者にあったときの対応方法について学ぶとともに、体を動かしながら具体的な対応を身につけるため、昨年度の防犯講演会で講師を務めていただいた「うさぎママのパトロール教室」の武田信彦氏をお招きし、区内の小学校3校で防犯教室を開催しました。

2 日時・場所・参加人数

- ① ひばりが丘小（体育館）
平成 28 年 6 月 8 日（水） 9:35～10:20（1～3 年、約 150 名）
10:45～11:30（4～6 年、約 165 名）
- ② 上野幌小（体育館）
平成 28 年 6 月 9 日（木） 9:00～10:30（1～6 年、約 170 名）
- ③ 大谷地東小（体育館）
平成 28 年 6 月 10 日（金） 10:40～12:10（3～4 年、約 140 名）
13:30～15:00（5～6 年、約 160 名）

3 防犯教室の様子

① ひとりにならない



- ・自分の体を守るためには、まずは、ひとりにならないことが大事であることを教えています。
- ・また、ひとりになるときはどんなときか、子ども達に聞いています。高学年になるほど、ひとりになる機会が多いようです。

② まわりをよくみる、よくきく



- ・ひとりになったときにはどう行動するのか。「だるまさんがころんだ」をとおして、周りをよく見て、よく聞くことの重要性を学んでいます。
- ・また、劇団員2名が、「携帯電話等に集中して、周りに注意がいかない大人」を実演し、武田さんから、絶対にマネしないように説明がありました。

③ さわられない、つかまれない



- 新聞紙でつくった 1m 弱の棒をつかって、あいさつなどができても、手が届かない距離を体感しました。
- このあと、この新聞棒を使った鬼ごっこも体験しました。

④ にげる・つたえる



- 助けてくれる大人がいるところまで逃げることを教えています。
- 子ども達からは、「子ども 110 番の家」「ガソリンスタンド」「コンビニ」などといった意見がでてきました。

⑤ できません



- 「いかのおすし※」を例として説明しながら、不審者に誘われる小学生の役を劇団員が実演しました。劇団員が連れ去られそうになると子供たちは大きな声で「できません!」と叫んでいました。

(※「いかのおすし」とは、「いかない、のらない、おおきなこえをだす、すぐにげる、しらせる」のかしら文字をとった防犯標語です。)

子ども自身が安全に関心を持ち、不審者などから自分を守る力を身につけてもらう。全国で防犯セミナーを開く「うさぎママのパトロール教室」(東京)を主宰する安全インストラクター・武田信彦さん(39)による小学生向けの安全教室が、札幌市立ひばりが丘小(吉井政信校長、312人)で開かれた。クイズやゲーム形式で子どもたちが学んだ内容を紹介する。

(編集委員 中村康利)

武田さんのセミナーは、地域でのあいさつや声かけを大切にしながら身を守る方法を学ぶのが特徴だ。武田さんは「周りをよく見る、よく聞くことで危険を察知する『予防力』と、大人に伝えて逃げる『対処力』が基本になる」と話す。セミナーで紹介されたポイントは次の通りだ。

ひとり歩きは注意

危険に直面しないよう、隙をつくらない。登下校時には友だちと一緒に帰る。特にひとりで道路を歩く時は「よく見る、よく聞く」を守る。

小学生に身を守る力を



新聞紙で作った棒を使い、安全な距離を説明する武田さん(左)

札幌で教室 クイズやゲームで学ぶ

武田さんたちはこれを「だるまさんがころんだ」を演じて説明した。「前だけでなく、背後の音や気配にも注意し、時々後ろを振り返って。外から帰って家に入る時、マンションの玄関ドアを開けたり、エレベーターに乗ったりする時に注意して」と呼びかけた。

大人とは離れ会話

外で大人とあいさつや会話

をする際、触られたり捕まったりしないよう、1メートル程度の距離を保つ。新聞紙で作った棒を使った練習で、この距離を感覚的に覚えた。

危険が迫れば助けを求め

危険が迫ったら、周りに助けを求め

慣れたら間合いを保ちながらゆっくり歩く。「バス停を覚えて、連れてくれたらお礼にガムをあげる」「一緒に犬を捜して」。こんな誘いを受けたら「できません」ときっぱり断る。

危険が迫れば助けを求め

危険が迫ったら、周りに助けを求め

危険が迫ったら、周りに助けを求め。 「おじさん、助けて」とお願いする人を特定



ベネッセ子ども基金の子ども安全・安心ハンドブック

◇おとわり 「子育てレスキュー」は休みました。

大人がいる場所に全力で走って逃げる。武田さんへの問い合わせは、うさぎママのパトロール教室のホームページ(HP)の「お問い合わせ」へ。

ベネッセ子ども基金(東京)は、武田さんらが監修した「小学生と保護者のための子ども安全・安心ハンドブック」をまとめ、HPで公開している。

外出時にひとりにならない。もしひとりになったらなるべく人通りの多い道を通る。防犯ブザーはランドセルなどの手がすぐ届くところに付けておく。いざというとき逃げる場所を確認しておくなど、セミナーで武田さんが教えた内容が詳しく記されている。

子ども基金のHPで「子ども安全・安心ハンドブック」と入力して検索する。無料でダウンロードできる。学校やPTAなどの団体活動向けに冊子を無償で配布している。問い合わせは、子ども基金(平日午前10時～午後5時)へ。

【共栄小学校「地域安全マップ」の開催結果の概要】

1 概要

地域安全マップとは、犯罪者が好む「入りやすく、見えにくい場所」を、子どもたちが見つけ・分析し、マップづくりを通じ対処方法を体得することにより、地域安全マップに記載された危険箇所のみならず他の地域に行っても応用が利く「自主防犯力」の向上を図るものです。

共栄小学校では、毎年3年生の総合的な学習の時間を使って実施しており、子どもたち自身が実際に校区内を2回に渡って探索し、自分の目で「危険な場所」と「安全な場所」を確認しました。

7月21日の参観日には、作成したマップを子どもたちどうして発表する予定です。

なお、厚別区役所では、講師としての職員の派遣、カメラ等の物資の貸出等を行っています。

2 日時・場所

- ① 1回目の校外探検：平成28年6月22日（水） 9：00～12：00
- ② 2回目の校外探検：平成28年7月 5日（火） 9：15～11：30
- ③ マップ作成発表会（予定）：平成28年7月21日（水） 13：25～14：10

3 校外探検の様子

【地域内の危険な場所・安全な場所を探す】



【地域のお店で危険な場所・安全な場所についてインタビュー】



平成 28 年度「札幌市子ども 110 番の家支援事業」のお知らせ

(新規登録・登録更新)

～ 札幌市では、地域の「子ども 110 番の家」の取組を支援します ～

札幌市では、平成 27 年度から P T A や町内会などが実施する「子ども 110 番の家」の取組を支援する事業を実施しています。

- この事業は、子ども達を守る取組に、より多くの市民の方が参加・協力していただき、子ども達が安心して暮らすことができる拠点を増やすものです。
- 現在、「子ども 110 番の家」の取組を実施している団体組織をそのまま維持したうえで、本事業に実施団体として登録することができます。
- 既に本事業に登録している実施団体におきましては、登録を更新するにあたり札幌市に対し協力者や協力事業者の登録情報提供の承諾をいただいたうえで、最新の登録者名簿を添付し、新たに申請書の提出が必要となります。

【主な支援メニュー】

この事業に参加した実施団体(登録実施団体)は、下記の支援を受けることができます。

①登録者分の「子ども 110 番の家マニュアル」及びステッカーを提供します。

※本事業開始以前より 110 番の家事業を実施し、独自にステッカー等を作成・使用している実施団体にあつては、従前より使用している表示物等を継続して使用することも可能です。

※札幌市に対して個人情報(氏名・住所・電話番号)を提供された登録者が対象となります。

※既に登録している実施団体については、追加登録者分について配布いたします。

②地域の方が「子ども 110 番の家」に安心して協力していただけるよう、協力者に対する「見舞金補償制度」を実施します。

※見舞金補償制度:子どもが、不審者等から避難する目的で「子ども 110 番の家」に避難した際に、物的・人的損害が発生した場合、札幌市が、被害に遭われた登録者に対して見舞金をお支払いする制度。

※登録情報は毎年度更新する必要があるため、毎年度登録者名簿を提出いただきます。

※札幌市に対して個人情報(氏名・住所・電話番号)を提供された登録者が対象となります。

③実施団体の区域ごとに「子ども 110 番の家」マップを作製し、配布します。

提出された登録者名簿をもとに、札幌市が、区域内の子ども 110 番の家や店などを記した「子ども 110 番の家マップ」を作製し、登録団体へ配布します。

④子どもの安全に関わる研修会・講演会等を開催します。

皆さまが、子どもの安全を守る取組の効果を高めるためのノウハウなどについての研修会や講演会などを開催します。

【ご相談・申込み】

- ・本事業に新規登録及び登録更新する実施団体におかれては、別添の「実施団体（登録・変更・取消）申請書（様式1）」及び貴団体の登録者名簿（様式4）を添付のうえ最寄のまちづくりセンターに提出してください。なお、登録者名簿は、別添の様式（マイクロソフトエクセル形式）にてご提出いただきますようお願いいたします。様式データは、本市地域防犯ホームページ（<http://www.city.sapporo.jp/shimin/chiiki-bohan/kodomo110bannoie/kodomo110bannoie.html>）に掲載しておりますので、ダウンロードしてご使用ください。
- ・本事業に関するご相談は、下記又は区役所総務企画課にお問い合わせください。

○この事業は、「子ども 110 番の家」の実施団体に本事業への参画を強制するものではありません。従って、実施団体が、現状で十分活動できていると判断する場合、自律的に活動ができていると判断する場合などは、本事業に参画していただく必要はありません。

平成 28 年度の新規登録及び登録更新の申込期間は、損害保険契約の関係上、

平成 28 年 7 月 22 日（必着）とさせていただきますので、ご了承ください。

なお、各実施団体におかれましては、事業参加への検討、登録者名簿の作製などにお時間がかかる場合などには、この期日以降も申し込みは可能（ただし本年度の「見舞金保証制度」の支援は受けられません）ですので、下記にご相談いただきますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

局・区	担当	電話番号
市民文化局	区政課 地域防犯担当係	011-211-2252
中央区		011-205-3205
北区		011-757-2403
東区		011-741-2409
白石区		011-861-2405
厚別区	総務企画課	011-895-2419
豊平区	地域安全担当係	011-822-2405
清田区		011-889-2006
南区		011-582-4706
西区		011-641-6921
手稲区		011-681-2425

新規登録の記載例

札幌市子ども110番の家支援事業実施団体（登録・変更・取消）申請書

平成〇年〇月〇日

（宛先）札幌市長

所在地 札幌市中央区北1条西2丁目
 名称 北1西2子ども110番の家の会
 代表者氏名 札幌 太郎

札幌市「子ども110番の家」支援事業実施要綱に基づき、（登録・変更・取消）を申請します。

登録番号	※この欄は登録内容変更、取消申請の場合のみご記入ください。		
実施団体名	北1西2子ども110番の家の会		
事務所の所在地	〒060-0809 札幌市中央区北1条西2丁目		
電話番号 (FAX)	011-211-2252		
URL	http://www.		
代表者	(部署・役職) 会長 (氏名) 札幌 太郎 (連絡先) 011-211-2252		
連絡担当者	(部署・役職) 総務部長 (氏名) 安全 次郎 (連絡先) 011-211-2252 (e-mail) anzen@xx.aaaa.ne.jp		
団体の概要	概要	町内会内にある2つの小学校までの通学路の中で、商店・個人宅等60カ所の「110番の家」を設置。年に1度、両小学校児童との交流会を開催しています	
	登録者数	237人 ※必ず最新の登録者名簿を添付すること	
	ステッカータイプ	A・B	希望枚数 237枚
	活動範囲	〇〇・××小学校区	
	110番の家以外の活動	子どもの見守り活動（ハチサン運動）・ワンワンパトロール	
PR事項	子ども110番の家の取組だけでなく、子どもの見守り活動を幅広く展開しています。		

ステッカーの配布枚数の上限は、登録者数です。

A・Bどちらかを選択してください。1つの実施団体で2つを選択することはできません。

※ 登録内容の変更の場合は、変更となる項目のみ記載してください。

実施団体名 北1西2子ども110番の家の会

名簿管理者 安全 次郎

新規登録の記載例

氏名	住所	電話番号	札幌市への個人情報提供	マップへの掲載・公表	備考
札幌 太郎	中央区北1条西2丁目×-×	011-211-2252	可	可	
安全 次郎	中央区北2条西1丁目×-×	011-000-0000	可	可	
〇〇 〇〇	中央区北5条西2丁目×-×	011-000-1111	可	可	
△△ △△	中央区北1条西3丁目×-×	011-000-2222	可	可	
◇◇ ◇◇	中央区北3条西2丁目×-×	011-000-3333	可	可	
×× ××	中央区北2条西4丁目×-×	011-000-4444	可	可	
●● ●●	中央区北4条西1丁目×-×	011-000-5555	可	可	
▼▼ ▼▼	中央区北2条西2丁目×-×	011-000-6666	可	可	
□□ □□	中央区北2条西1丁目×-×	011-000-7777	可	可	
◎◎ ◎◎	中央区北3条西2丁目×-×	011-000-8888	可	可	
▽▽ ▽▽	中央区北1条西1丁目×-×	011-000-9999	可	可	
■ ■	中央区北4条西5丁目×-×	011-000-0040	可	可	
☆☆商店	中央区北2条西4丁目×-×	011-000-1010	可	可	代表 ★★★
			可	可	



札幌市子ども110番の家

SAPP_RO



子ども

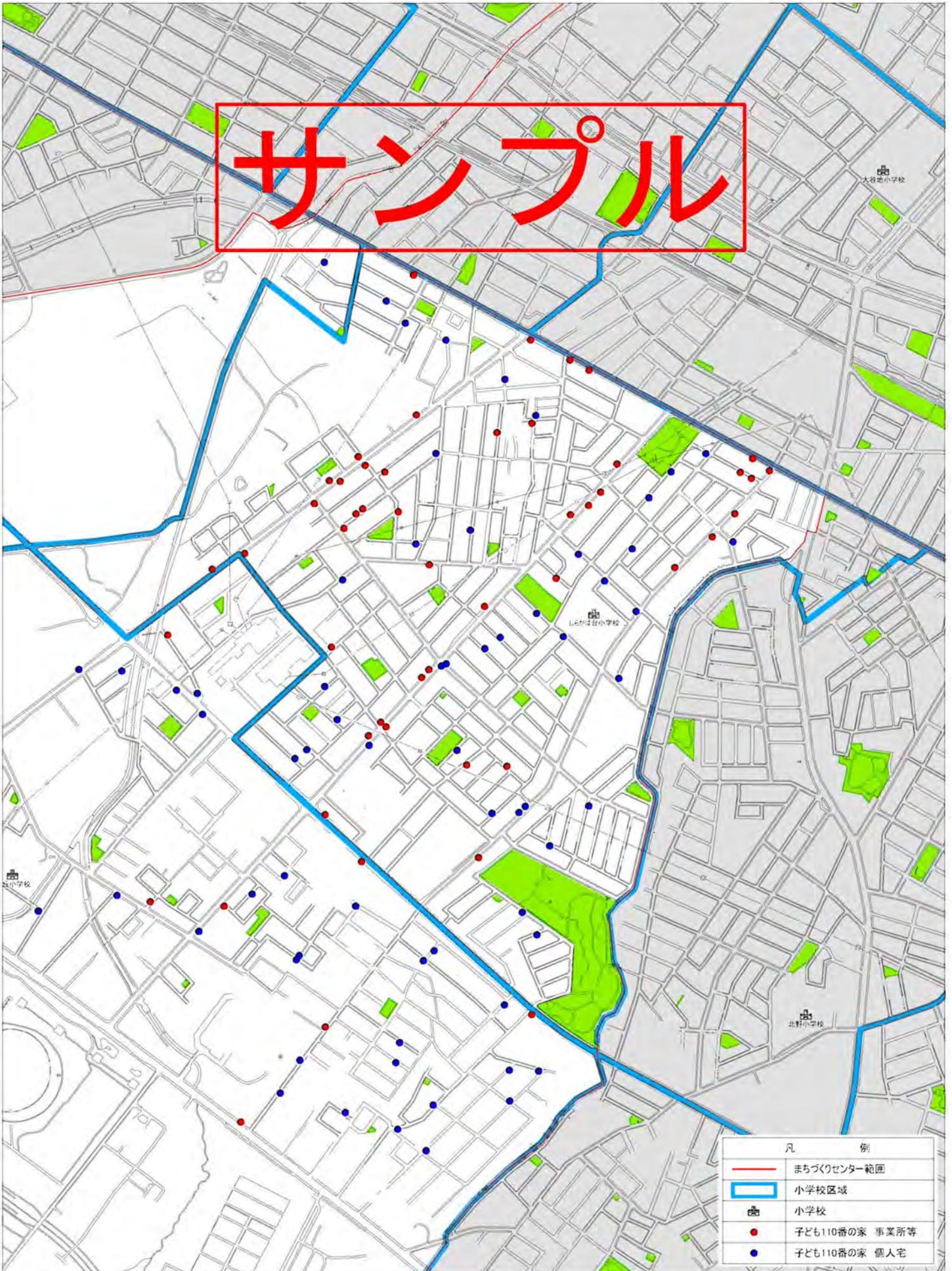
110

番の家



別添1：子ども110番の家マップの例

サンプル



1 : 4, 000

0 500 1000m

厚別区防犯ネットワーク通信 (vol.4)

H28・3 厚別区防犯ネットワーク事務局 ☎ 895-2419

平成 27 年度の活動結果

厚別区防犯ネットワークでは、平成 27 年度に 2 回の会議を開催するとともに、主催事業として厚別区防犯講演会を実施いたしました。

■第 8 回厚別区防犯ネットワーク会議（平成 27 年 7 月 17 日）

代表・副代表の選任と、学校ごとの帰宅時刻の違い、各団体で行っている取り組みについて、様々な意見や報告がありました。

- ・帰宅時刻に帰らない児童が多いが、学校ごとに帰宅時刻が違い、一つの町内会内でも帰宅時刻が違う学校が存在している事例もあるため、見守る側が声掛けをしたくともどっちの学校なのだろうと委縮してしまう。帰宅時刻は統一した方がいい。
- ・防犯に防災も併せて抱き込んでいく考え方も大切。あまり防犯一本という考え方ではなく、交通安全、青少年育成活動など全体的に関わっていく方がいい。



■第 9 回厚別区防犯ネットワーク会議（平成 27 年 12 月 15 日）

重大事案発生時における土日等の緊急連絡体制や次年度の防犯講演会について意見交換されました。

- ・緊急連絡については、警察から電話・FAX・メールを駆使し、区役所と各学校を経由して地域住民と児童・保護者に伝達する他、児童館や体育振興会への伝達も検討する。
- ・地域では日中に青パトや防犯の見回りをしているので、土日等の対応の主体は地域である。そのために直接地域や町内会に緊急連絡する体制を決めなければならない。
- ・前回の議題であった各小学校の帰宅時間の違いについて、厚別区では夏場は 17 時 30 分を、冬場は暗くなる前をそれぞれ統一基準として声掛けなどの見守りをしていただければと思う。
- ・次回の防犯講演会は、小学校を実施場所として 2～3 校を対象に、保護者や地域住民も参加できる方法で研修会として開催したい。



※下記のとおり、厚別区ホームページにて会議録を掲載しております。

ホーム > 手続き・暮らしの情報 > 防犯・防災・消防 > 安全・安心なまち あつべつ > 防犯に関すること > 厚別区防犯ネットワーク > 過去の防犯ネットワーク会議
<http://www.city.sapporo.jp/atsubetsu/bosai/kaigiroku.html>

■厚別区防犯講演会（平成 27 年 10 月 28 日）

うさぎママのパトロール教室主宰の武田信彦（たけだ・のぶひこ）氏を講師に迎え、「子どもを守るための地域防犯」をテーマに講演会を実施しました。

最初に武田氏からは、①子どもの安全を守るためには「子どもの力」「地域の力」「大人（保護者）の力」の3つが重要、②防犯活動を継続するには無理をしないことが大事といった話がありました。

その後、参加者は体を動かしながら学ぶ体験型ワークショップを行い、丸めた新聞紙を使って知らない人に触られない安全な距離を確認する方法や、不審者に肩を掴まれた時の対処方法について学びました。



■厚別警察署よりお知らせ

【厚別区内の犯罪状況】

平成 27 年中の刑法犯認知件数は 8 1 2 件（前年比 3 1 1 件減少）。

厚別区内で一番多いのは自転車盗難であり、主に新さっぽろ周辺で発生しています。鍵を3つかけても切られて盗まれる事例もあります。

次に多いのは女性と子どもに対する声掛けと痴漢であり、新さっぽろ周辺で20時から午前1時頃に多く、主に一人で帰宅途中の女性が被害に遭っています。

【ほくとくん防犯メールについて】

第 9 回の会議で検討しました重大事案発生時における土日等の緊急連絡については、ほくとくん防犯メールを即日配信することで対応しますので是非ご登録下さい。北海道警察ホームページまたはバーコードリーダー機能付きの携帯電話なら右の「QRコード」を読み取れば登録画面にアクセスできます。



今後の予定（平成 28 年度）

6・7月 第 10 回防犯ネットワーク会議、防犯研修会

11月 第 11 回防犯ネットワーク会議



さっぽろ市
02-Q01-15-704
27-2-514

（厚別区防犯ネットワークとは）

防犯関係団体、地域住民及び行政など関係機関との連携と協働により安全で安心なまちづくりを進めることを目的として、あつべつ区民協議会内に設置された組織です。

構成団体 各地区まちづくり会議、厚別区民生委員児童委員協議会、厚別区青少年育成委員会連絡協議会、小学校長会厚別支部、厚別区中学校長会、厚別区PTA連合会、公益社団法人札幌市子ども会育成連合会厚別区支部、北海道札幌方面厚別警察署、北海道コカ・コーラボトリング(株)、札幌市厚別区役所

●平成28年度事業計画

資料6

時期	平成28年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
防犯ネットワーク			防犯教室 (6/8~10)	第10回防犯ネットワーク会議 (7/21)				第11回防犯ネットワーク会議		防犯ネットワーク通信 発行		
厚別区役所			地域安全マップ (共栄小、6/22~7/21)				防犯パネル展 (区役所1階) 10月上~中旬					

厚別区防犯ネットワーク規約

(設置及び目的)

第1条 厚別区防犯ネットワーク（以下「防犯ネットワーク」という。）は、防犯関係団体、地域住民及び行政など関係機関との連携と協働により安全で安心なまちづくりを進めることを目的として、あつべつ区民協議会内に設置する。

(組織)

第2条 防犯ネットワークは次の団体・機関等により組織し、必要の都度追加できることとする。

2 構成団体は次のとおりとする。

ア 各地区まちづくり会議

イ 厚別区民生委員児童委員協議会

ウ 厚別区青少年育成委員会連絡協議会（厚別区青少年健全育成事業推進会）

エ 小学校長会厚別支部

オ 厚別区中学校長会

カ 厚別区PTA連合会

キ 公益社団法人札幌市子ども会育成連合会厚別区支部

ク 北海道札幌方面厚別警察署

ケ 札幌市厚別区役所

3 防犯ネットワークの運営及び活動にあたり、次の関係機関等と連携し支援を得る。

ア 後援・支援団体

北海道コカ・コーラボトリング(株)

イ その他の団体

防犯ネットワークが、その運営及び活動にあたり必要とする団体については、その都度協議のうえ招聘する。

(防犯ネットワークの事業)

第3条 当防犯ネットワークは、参加する団体の情報交換及び相互交流の場とし、次の活動を実施する。

(1) 防犯団体の情報交換、防犯情報の共有

(2) 定期刊行物の発刊

(3) 厚別区ホームページへの防犯情報の掲載

(4) 防犯講演会の開催等

(5) その他、防犯ネットワークの目的達成のために必要な活動

(代表及び副代表)

- 第4条 防犯ネットワークの代表及び副代表は防犯ネットワーク内での互選とする。
- 2 代表は、防犯ネットワークを代表し、運営及び活動を総理する。
 - 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

(顧問)

- 第5条 防犯ネットワークに顧問を置くものとし、厚別区長及び厚別警察署長とする。

(会議)

- 第6条 防犯ネットワークを運営するため、「防犯ネットワーク会議」を置く。
- 2 防犯ネットワーク会議は、代表が招集する。
 - 3 代表は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
 - 4 会議の参加者は各防犯関係団体の代表が指名する者とする。
 - 5 防犯ネットワーク会議では、事業計画、第3条に規定する活動等について審議する。

(事務局)

- 第7条 防犯ネットワークの運営を円滑に行うため事務局を置く。当事務局は当面の間、札幌市厚別区市民部総務企画課内に置く。

(その他)

- 第8条 この規約に定めるもののほか、防犯ネットワークの組織及び運営について必要な事項は代表が定める。

この規約は平成24年3月1日から実施する。

この規約は平成27年7月17日から実施する。